

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

参照条文 目次

○ <u>国家公務員災害補償法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	1
○ <u>国家公務員共済組合法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	8
○ <u>厚生年金保険法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	13

昭和二十六年法律第百九十一号

国家公務員災害補償法

第一章 総則

第八条 職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合においては、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

第二章 補償及び福祉事業

（療養補償）

第十条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、国は、療養補償として、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。

（休業補償）

第十二条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（人事院規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償の支給は、行わない。

- 一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- 二 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

（介護補償）

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

- 一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）**第五条第十一項**に規定する障害者支援施設（**次号**において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（**同条第七項**に規定する生活介護（**次号**において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。

（遺族補償年金）

第十六条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。
- 二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。
- 三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則で定める障害の状態にあること。

2 職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、**前項**の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第十七条 遺族補償年金の額は、一年につき、**次の各号**に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額。ただし、五十五歳以上の妻又は人事院規則で定める障害の状態にある妻にあつては、平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。
- 二 二人 平均給与額に二百一を乗じて得た額
- 三 三人 平均給与額に二百二十三を乗じて得た額

四 四人以上 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、[前項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が[次の各号](#)の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき（[第一項第一号](#)の人事院規則で定める障害の状態にあるときを除く。）。

二 [第一項第一号](#)の人事院規則で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。

第十七条之二 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が[次の各号](#)の一に該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者がいるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き[第十六条第一項第四号](#)の人事院規則で定める障害の状態にあるときを除く。）。

六 [第十六条第一項第四号](#)の人事院規則で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は職員の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が[前項各号](#)の一に該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第十七条之四 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の[次項](#)に規定する合計額が当該権利が消滅した日において[前号](#)の場合に該当することとしたときに支給されることとなる遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 [前項第二号](#)に規定する遺族補償年金の額の合計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 [前項第二号](#)に規定する権利が消滅した日の属する年度（[次号](#)において「権利消滅年度」という。）の分として支給された遺族補償年金の額

二 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該各年度の前年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額

第十七条之五 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において[次の各号](#)の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 [前二号](#)に掲げる者以外の者で主として職員の収入によつて生計を維持していたもの

四 [第二号](#)に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、[前項各号](#)の順序とし、[同項第二号](#)及び[第四号](#)に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の属する実施機関の長に対する予告で、[第一項第三号](#)及び[第四号](#)に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、[同項第三号](#)及び[第四号](#)に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第十七条之六 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡又は通勤による死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定める額（[第十七条之四第一項第二号](#)の場合にあつては、その額から[同号](#)に規定する合計額を控除した額）とする。

2 [第十七条第二項](#)の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。

（葬祭補償）

第十八条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、国は、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して人事院規則で定める金額を支給する。

（未支給の補償）

第二十条 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、

孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）に、これを支給する。

- 2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、[第十六条第三項](#)に規定する順序）とする。
- 3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（在外公館に勤務する職員等の特例）

第二十条の三 在外公館に勤務する職員、公務で外国旅行中の職員又は[船員法（昭和二十二年法律第百号）](#)第一条に規定する船員である職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

第四章 雑則

（時効）

第二十八条 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、五年間）行使しないときは、時効によつて消滅する。ただし、補償を受けるべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合において、実施機関が[第八条](#)の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責めに帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかつたことを立証できない場合には、この限りでない。

附 則

6 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、[次の各号](#)の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 二 [前号](#)に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（未支給の補償等に関する規定の読替え）

16 障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、[第十七条の四第一項第二号](#)中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金の額（当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、次項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額）の合算額」と、[第十七条の六第一項](#)中

「合計額」とあるのは「合算額」と、[第二十条第一項](#)中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、[同条第二項](#)中「遺族補償年金については、[第十六条第三項](#)」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については[第十六条第三項](#)、障害補償年金差額一時金については附則第六項後段」と、[第二十八条](#)中「及び遺族補償」とあるのは「、遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金」とする。

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

17 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する[第十六条](#)及び[第十七条の二](#)の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、[第十六条第一項第一号](#)及び[第三号](#)並びに[第十七条の二第一項第六号](#)中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十九歳

18 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（[第十六条第一項第四号](#)に規定する者であつて[第十七条の二第一項第六号](#)に該当するに至らないものを除く。）は、[第十六条第一項（前項において読み替えられる場合を含む。）](#)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、[第十七条第一項](#)中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第十八項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、[第十七条の二第二項](#)中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
---------------------------	------	------

昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
平成二年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

- 19 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、[第十六条第一項（附則第十七項において読み替えられる場合を含む。）](#)に規定する遺族の次の順位とし、[前項](#)に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

令和8年10月1日 施行

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）

Law RevisionID:333AC0000000128_20261001_507AC0000000087

昭和三十三年法律第二百二十八号

国家公務員共済組合法

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（[国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条](#)又は[第八十二条](#)の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。[第二百二十四条の三](#)において同じ。）その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。
- 二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（[高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条](#)の規定による被保険者をいう。）及び[同条各号](#)のいずれかに該当する者で[同法第五十一条](#)の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）その他[健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項](#)ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定めるものをいう。
 - イ 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの
- ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

七 各省各庁 衆議院、参議院、内閣（環境省を含む。）、各省（環境省を除く。）、裁判所及び会計検査院をいう。

2 前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、まだ配偶者がいない者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

4 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第四章 給付

第一節 通則

（支払未済の給付の受給者の特例）

第四十四条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父

母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたもの（次条第二項において「親族」という。）に支給する。

2 前項の場合において、死亡した者が公務遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

3 第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

4 第一項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第三節 長期給付

第三款 退職等年金給付

第一目 通則

（受給権者の申出による支給停止）

第七十五条の五 退職等年金給付（この法律の他の規定により支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その支給を停止する。

2 前項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

3 第一項の規定による支給停止の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四目 公務遺族年金

（公務遺族年金の支給の停止）

第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する公務遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する公務遺族年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する公務遺族年金は、配偶者が公務遺族年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する公務遺族年金が第七十五条の五第一項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 配偶者に対する公務遺族年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する公務遺族年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、子に支給する。

第九十二条 公務遺族年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき公務遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に支給する。

(公務遺族年金の失権)

第九十三条 公務遺族年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。
- 三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 公務遺族年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該公務遺族年金の受給権を取得した日

ロ 公務遺族年金と当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2 公務遺族年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

- 一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
- 二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。
- 三 子又は孫が、二十歳に達したとき。

附 則 抄

(遺族の範囲の特例)

第十二条之二 退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、組合員（海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。）があるときは、これらの者を同号に規定する遺族とみなす。

2 前項に規定する場合における退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、第二条第三項中「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」とあるのは「子又は孫は、」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」とし、第九十三条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和8年10月1日 施行

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）

Law RevisionID:329AC0000000115_20261001_507AC0000000074

昭和二十九年法律第百十五号

厚生年金保険法

第三章 保険給付

第三節 障害厚生年金及び障害手当金

（障害厚生年金の受給権者）

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により[次項](#)に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

